【指定基準編】介護サービス事業者自己点検表 (兼事前提出資料)

<u>通 所 介 護</u> 及 び

介護予防通所介護相当サービス(第一号通所事業)

事業所番号					
事業所の名称					
事業所の所在地					
電話番号					
FAX 番号					
e-mail					
法人の名称					
法人の代表者名					
管理者名					
主な記入者 職・氏名					
記入年月日	令和	年	月	日	
(実地指導日)	令和	年	月	日	_

○基本事項

0 11 11 11	~~														
営業日															
営業時間							サー	-ビス技	是供時間	1					
利用定員						人	提供	t 単位数	女						
单	位ごとのサ-	ービス	く提供	時間											
	(2 単位以上	の場	合記	人)											
前年度	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均	
利用状況	実利用者														
(月別)	延利用者														
	開所日数														

介護サービス事業者自己点検表の作成について

1 趣 旨

この自己点検表は、介護サービス事業者の皆様が事業を運営するにあたって最低限遵守しなければならない 事項等について、関係法令、通知などの内容をもとにまとめたものです。定期的に本表を活用し、事業運営状況 の適否を、自主的に点検していただきますようお願いします。

2 実施方法

- ① 定期的に実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、市へ提出してください。なお、この場合、必ず控えを保管してください。
 - (事業所への実地指導が行われるときは、指導日が属する月の2月前時点の状況で点検していただき、提出してください。)
- ② 記入時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について、満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」の部分に〇印をしてください。なお、該当するものがなければ「該当なし」の部分に〇印(もしくは「なし」と記入)をしてください。
 - (「はい」又は「いいえ」のどちらかを消去する方法でも構いません。)
- ③ 点検事項について、全てが満たされていない場合(一部は満たしているが、一部は満た していないような場合)は、「いいえ」に〇印をしてください。
- ④ 各項目の文中、単に「以下同じ」「以下〇〇という。」との記載がある場合には、当該項目内において同じ、または〇〇であるということを示しています。
- ⑤ 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- ⑥ 点検項目ごとに根拠法令等を記載していますので、参考にしてください。 この自己点検表は、指定通所介護の運営基準等を基に作成されていますが、指定通所介護事業者が介護予防通所介護相当サービス(指定第1号通所事業)事業者の指定を併せて受け、かつ指定通所介護の事業と介護予防通所介護相当サービス(指定第1号通所事業)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、介護予防通所介護相当サービスについても指定通所介護の運営基準等に準じて(原則、指定通所介護を介護予防通所介護相当サービスに読み替えて)一緒に自己点検してください。
- ⑦ 指定共生型通所介護事業所については、「通所介護」を「共生型通所介護」に読み替えて点検してください。なお、共生型通所介護独自の基準等は、指定共生型通所介護事業所のみ点検してください。

3 根拠法令等

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

条例	松本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
	(令和2年条例第78号)
	松本市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスの事業所指定に係る人
基準要綱	員、設備及び運営に関する基準を定める要綱
	(令和3年3月31日告示第199号)
実施要綱	松本市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
天心安神 	(平成28年4月1日 告示 第82号)
法	介護保険法(平成9年法律第123号)
施行令	介護保険法施行令(平成10年政令第412号)
施行規則	介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)
平 11 厚令 37	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
十 11 序立 37	(平成11年3月31日厚生省令第37号)
平 11 老企 25	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
十日老正20	(平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
亚 10 原生 10	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告
平 12 厚告 19	示第19号)

通所介護相当サービス(第	!亏 <u>迪</u> 所事業)
平 12 老企 36	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
平 12 老計 8	指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて (平成12年3月10日老計第8号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知)
平 27 厚労告 93	厚生労働大臣が定める1単位の単価 (平成27年3月23日厚生労働省告示第93号)
平 27 厚労告 94	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等 (平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)
平 24 厚労告 120	厚生労働大臣が定める地域 (平成24年3月13日厚生労働省告示第120号)
平 27 厚労告 95	厚生労働大臣が定める基準 (平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
平 27 厚労告 96	厚生労働大臣が定める施設基準 (平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)
平 12 厚告 27	厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費 等の算定方法(平成12年2月10日厚生省告示第27号)
平 18 厚労令 35	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成18年3月14日厚生労働省令第35号)
平 18 厚労告 127	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)
平 27 厚労告 92	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域 (平成27年3月23日厚生労働省告示第92号)
<u>令3厚労令9</u>	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3 年厚生労働省令第9号)
<u>令3厚労令71</u>	<u>介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準</u> <u>(令和3年3月15日厚生労働省告示第71号)</u>
<u> 令 3 厚労告 72</u>	<u>介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準</u> <u>(令和3年3月15日厚生労働省告示第72号)</u>
<u>令3老認発0319</u>	介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について (令和3年3月19日老認発0319第3号厚)
高齢者 虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成17年法律第124号)

4 提出先・問合せ

松本市 健康福祉部 福祉政策課

〒390-8620 松本市丸の内3番7号

松本市役所 東庁舎2F

 $\begin{tabular}{ll} TEL: 0263\,(34)\,3287 & FAX: 0263\,(34)\,3204 \\ e-mail: fukushikansa@city.matsumoto.lg.jp \end{tabular}$

介護サービス事業者自己点検表 目 次

項目	内容	担当者確認欄
第1	一般原則	•
1	一般原則	
第2	基本方針	
2	基本方針	
第3	人員に関する基準	
3	用語の定義等	
4	従業者の員数等	
	(1)生活相談員	
	(2) 看護職員	
	(3)介護職員	
	(4)機能訓練指導員	
5	管理者	
<u>6</u>	共生型通所介護の人員基準	
第4	設備に関する基準	
7	設備及び備品等	
	(1)食堂及び機能訓練室	
	(2)相談室	
	(3)消火設備等	
	(4) 宿泊サービスを提供する場合	
8	介護予防通所介護相当サービスの設備基準	
9	共生型通所介護の設備基準	
第5	運営に関する基準	
10	内容及び手続きの説明及び同意	
11	提供拒否の禁止	
12	サービス提供困難時の対応	
13	受給資格等の確認	
1 4	要介護認定の申請に係る援助	
15	心身の状況等の把握	
16	居宅介護支援事業者等との連携	
17	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	
18	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	
19	居宅サービス計画等の変更の援助	
20	サービスの提供の記録	
2 1	利用料等の受領	
2 2	保険給付の請求のための証明書の交付	
2 3	通所介護の基本取扱方針	
2 4	通所介護の具体的取扱方針	
2 5	通所介護計画の作成	
26	利用者に関する市町村への通知	
2 7	緊急時等の対応	
28	管理者の責務	
29	運営規程	
3 0	勤務体制の確保等	

通所介護

項目	^{C人(第 1 亏週所争業)} 内 容	担当者
0.1	***ながかまさしまった。	確認欄
3 1	業務継続計画の策定等	
3 2	定員の遵守	
3 3	非常災害対策	
3 4	衛生管理等	
3 5	掲示	
36	秘密保持等	
3 7	広告	
38	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	
3 9	苦情処理	
4 0	地域との連携等	
4 1	事故発生時の対応	
4 2	虐待の防止	
4 3	会計の区分	
4 4	記録の整備	
<u>45</u>	共生型通所介護の運営に関する技術的支援	
<u>46</u>	共生型通所介護に関するその他の留意事項	
4 7	喀痰吸引等について	
48	電磁的記録等	
第6	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	
4 9	介護予防通所介護相当サービスの基本取扱方針	
50	介護予防通所介護相当サービスの具体的取扱方針	
5 1	介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっての留意点	
5 2	安全管理体制等の確保	
第7	変更の届出等	
53	変更の届出等	
第10	その他	
54	介護サービス情報の公表	
55	法令遵守等の業務管理体制の整備	

項目	自 己 点 検 の ポ イ ン ト	点	検	根拠法令	確認書類
第1 -	-般原則				
1 一般原則	① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	はい・	いいえ	条例 第3条第1項 平11厚令37 第3条第1項	
	② 地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。	はい・	いいえ	条例 第3条第2項 平11厚令37 第3条第2項	
	③ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。	はい・	いいえ	条例 第3条第3項 平11厚令37 第3条第3項	
	④ サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。	はい・	いいえ	条例 第3条第4項 平11厚令37 第3条第4項	
	※ 介護衆険等販車輔認の活用とPDCAサイクルの推進について サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護衆険等販車輔務等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進す 供するサービスの質の向上に努めなければならないこととされています。 この場合において、「科学的介護情報システム(LIFE: Long-term care Information system For Evidence)」に情報を提出し、当該輔報及びフ を活用することが望ましいです。			平11老企25 第3の一の3(1)	
第2 基	基本方針				
2 基本方針	事業運営の方針は、基本方針に沿ったものとなっていますか。 「通所介護の基本方針」 指定通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。	はい	いいえ	条例第92条 平11厚令37 第92条	・定款、寄付行為等 ・運営規程 ・パンルット等
	[介護予防通所介護相当サービスの基本方針] 介護予防通所介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。			基準要綱第41条第1項	
第3 人	、員に関する基準				
3 用語の定義 等	「常勤」 当該事業所における動務時間が、当該事業所において定められている常動の従業者が勤務すべき時間数 (週32時間を下回る場合は週32時間に達していることをいうものです。 ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の幇助に関する法律第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が請じられては、利明者の処遇に支障がない体制が事業所に任て取り扱うこと。また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行れれることが差し支えないと考えいては、それぞれは係る勤務時間の合計が関かの従業者が勤務すべき時間数に達している場合、指定適所介護事業所の管理者と居宅介護支着を兼務している者は、その勤務時間の合計が同定の時間に達していれば、常勤の要件を満亡すものであることとします。例えば、1の事業者によって行れれる指定適所介護事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定適所介護事業所の管理者と居宅介護支着を兼務している者は、その勤務時間の合計が同定の時間に達していれば、常勤要件を満亡すことになります。 (構設の別事業所間の業務を兼務しても常勤として扱われるのは、管理者 (施設長) のような直接処選等を行わない業務で、「他の職務に従事するいった」但し書きがあるものに限ります。 同時並行的に行うことができない直接処選等を行う業務 (看護、介護、機能卸機、相談業務など) は、原則として業務した場合は、それぞれき時間に達しなくなるため、双方の事業所とも、正職員などの雇用形態に関わらず「非常勤」となります。	ている者は が可能です。 られるもの 爰事業所の ことができ	では、こつには、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こので	平11老企3 第二の2の(3)	
	「常勤検算方法」 当該寿業所の従業者の遺跡短時間数を当該寿業所において常勤の従業者が遺跡すべき時間数 (週3 2時間を下回る場合は週3 2時間を基本とすとにより、当該寿業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数:換算する方法をいうものです。 この場合の動跡発助・計数は、当該寿業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該寿業所が通所介護と訪 重複して受ける場合であって、ある従業員が通所介護の介護職員と訪問介護の訪問介護員を兼務する場合、通所介護の前護職員の勤務延時間数には 護職員としての勤務時間とけた算入することとなるものです。 ただし、雇用の分野へおける男女の均等な機会及以待遇の確保等に関する法律第13条第1項に規定する母性健康管理措置又は育児休業、介護休族介護を行う労働者の帰訟に関する法律第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する育児及び介護の元めの所定労働時間の短縮等の措 版介護を行う労働者の帰訟に関する法律第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措 いる場合、30時間以上の勤務で、常勤検算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことに	問介護の指 通所介護 業等育児又 置か講じら	定を の介 は家 れて	第二の2の(1) 第二の2の(1) 平11老企25	
	原則として、サービス提供時間滞を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。 この場合のサービス提供時間滞とは、当該従業者の当該事業所における動務時間(通所介護については、サービスの単位ごとの提供時間)をい 当該従業者の常動・非常動の別を問いません。 たざと、通所介護については、あらかじめ計画された動務表に従って、サービス提供時間滞の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、そ ス提供時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものです。			第二の2の(4)	

項目	自 己 点 検 の ポ イ ン ト	点	検	根拠法令	確認書類			
4 従業者の員 数等 (共生型は 項目6のと	※ 指定適所介護の「単立」とは、同時に、一体的に提供される指定適所介護をいうものです。 例えば、次のような場合には、2単位として扱かれ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要があります。 ア 指定適所介護が同時に一定の距離を置いた。2つの場所で行かれ、これらのサービスの提供が一体的に行かれているとはいえない場合 イ 午前と午後とで別の利用者に対して指定適所介護を提供する場合 また、利用者ごとに策定した適所介護が回い位置づけられた内容の指定適所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供 る利用者に対して指定適所介護を行うことも可能です。	平11を企 第三の大の 1(1)①						
<u>おり)</u>	なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意してください。 ※ 8時間以上9時間未満の指定通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合にあっては、事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置して	ください。		平11老企25 第三の六の 1(1)②				
	※ 生活相談員、介護職員の人員配置については、当該職種の従業員がサービス提供特別内に勤務する時間数の合計(以下「勤務延時間数」という。) 除して得た数が延準に定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保するよう定めたものであり、必要な勤務延時間数が確保されれば、当該職 数 対別、ません。 ただし、介護職員は指定通所介護の単位ごとに常時1名以上が確保されるよう配置しなければなりません。			平11老企25 第三の大の 1(1)③				
	※ 利用者の数又1利用定員は、単位ごとの指定通所介護についての利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、 めた利用者の数の上限をいうものです。 従って、例えば、1日のうちの午前の提供時間帯に利用者10人に対して指定通所介護を提供し、午後の提供時間帯に別の利用者10人に対して を提供する場合であって、それぞれの指定通所介護の定員が10人である場合には、 当該事業所の利用定員は10人、必要となる介護職員は午前午後 いて利用者10人に応じた数ということとなり、人員算定上午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではありません。	指定通所	護	平11老企25 第三の大の 1(1)⑦				
	※ 同一事業所で複数の単位の指定通所介護を同時に行う場合であっても、常勤の従業者は事業所ごとに確保すれば足りるものです。			平11 老企25 第三の六の 1(1)⑧				
(1) 生活相談員	① 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数となっていますか。 〔確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式〕 提供日ごとに確保すべき勤務延時間数 ≧ 提供時間数	はいい	પત્ર	条例第102条 第1項第1号 平11厚令37 第93条第1項 第1号 平11老企25 第三の六の	・従業員に関する名簿 ・職員勤務表 ・通所介護協 ・職員履歴書 ・世貨簿 ・サビオ担当者会議等 ・資格証(写)			
	※ 生活相談員は、特別機議を人木一ムの設備及び運営に関する基準第5条第2項に定める生活相談員に準ずるものとしています。			1 (2)				
	ア 「社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者」の資格要件 ① 社会福祉主事任用資格 ② 社会福祉士 ③ 精神保健福祉士 イ 「同等以上の能力を有すると認められる者」の資格要件(松本市独自要件) ① 介護支援専門員(ただし、介護支援専門員証が有効期間内である場合に限る) ② 介護福祉士							
	※ 生活相談員については、指定通所介護の単位の数にかかわらず、指定通所介護事業所における提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要になるここでいう提供時間数とは、	ます。 常して得る	一数	平11老企5 第三の六の1(1)④				
	※ 指定通所介護事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、指定通所介護 しない日でも利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談側の確保すべき動務延時間数づは、 ・ サービス担当者会議や地域ケア会議・出席するための時間 ・ 利用者を会議や地域ケア会議・出席するための時間 ・ 地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間 ・ おける買い物支援、移動支援、見守りなどの林砂に横突するため、地域住民等が参加する会議等に参加する場合、利用者が生活支援サービスを受 域のボランティア団体との調整に出かけていく場合)など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができます。 ただし、生活相談側は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認められるものです	えば、地質 ナられるよ	切こ	平11老企25 第三の六の1(1)④ 平成27年度介護機構改 定に関するQ&A (平成 27年4月1日) 問49				
	※ 生活相談員の事業所外での活動に関しては、事業所において、その活動や取組を記録しておく必要があります。							
(2) 看護職員	指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1人以上配置していますか。	はいい	ルえ	条例第102条 第1項第2号 平11厚令37	・従業員に関する名簿 ・職員勤務表 ・職員履歴書			
	※看護職員は、次のいずれかの資格を有している者をいいます。 ア 看護師 イ 准看護師			第93条第1項 第2号 平11老企25	・通所介護ご録・出筆/簿・利用者数がすかる書			
	※ 看護職員については、適所介護事業所の従業者により確保すること加え、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保することも可 的な取扱いは以下のとおりとします。 ア 適所介護事業所の従業者により確保する場合 提供時間を通じて、専ら当該適所介護の提供に当たる必要はありませんが、当該看護職員は提供時間帯を通じて、適所介護事業所と密接かつ適切な連 とします。 イ 病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保する場合 看護職員が適所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと通所介護事業所が提供時間帯を通 適切な連携を図るものとします。	携を図るも	ייט	第三の大の 1(1)⑥ 平11老企25 第三の大の 1(1)⑥ 平成27年度介護権制 定に関するQ&A(平成 27年4月1日)問50	現 ・資格証(写) ・業務委託契約書 ・覚書書			
	※ アとイにおける「密接かつ適切な連携」とは、指定通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保するこの場合、利用者全員に対して適切に健康状態の確認を行えるように病院、診療所又は試問看護ステーションと契約を結ぶ必要があります。	ことです。						
(3) 介護職員	① 指定通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて、専ら当該通所介護の提供に当たる介護職員を、利用者の数が15人までは1以上、15人を超える場合は、15人を超える部分の利用者の数を5で除し	はいい	ルえ	条例第102条 第1項第3号 平11厚令37	・従業員に関する名簿 ・職員勤務表 ・職員履歴書			

項目	自 己 点 検 の ポ イ ン ト	点	検	根拠法令	確認書類
	た数に1を加えた数以上確保していますか。			第93条第1項 第3号	・通所介護記録 ・出勤簿
	② 生活相談員又は介護職員のうち1人以上を常勤としていますか。	はい・し	ルえ	条例第 102 条 第 6 項 平 11 厚令 37 第 93 条第 6 項	利用者数がかかる書類資格証(写)
	③ 指定通所介護の単位ごとに、介護職員を常時1人以上、従事させていますか。	はいい	ルえ	条例第 102 条 第 2 項 平 11 厚令 37	
	※ 介護職員等については、指定通所介護の単位ごとに、提供時間数になじた配置が必要となるものであり、確保すべき勤務毎時間数は、次の計算時間数及び利用者数から算出されます。なお、ここでいう提供時間数とは、当該単位における平均提供時間数 (利用者ごとの提供時間数の合計を利得た数)とします。			第93条第2項 平11老企25 第三の六の 1(1)⑤	
	(確保すべき介護職員等の動務延報間数の計算式) ・利用者数 15 人まで⇒単位ごとに、[確保すべき動務延時間数] = 「平均提供時間数] ・利用者数 16 人以上 ⇒単位ごとに、[確保すべき動務延時間数] = 【(利用者数 − 1 5) ÷ 5 + 1] × 「平均提供時間数 ※平均提供時間数 ※平均提供時間数 ※平均提供時間数 ※平均提供時間数の合計・利用者数 例えば、利用者数 18 人、提供時間数の合計・利用者数 例えば、利用者数 18 人、提供時間数を5時間とした場合、(18 − 1 5) ÷ 5 + 1 = 1. 6となり、5時間の動務延時間数を 1. 6名分確保すればよ業員の員数にかかわらず、5 × 1. 6 = 8時間の動務延時間数分の人員配置が必要となります。	こいことから.	、従		
	なお、介護職員については、指定適所介護の単位ごとに常時1名以上確保することとされていますが、これは、介護職員が常に確保されるよう必よう定めたものであり、例えば、計算式こより算出した確保すべき動務延時間数が、当該事業所におけるサービス提供開始特別から終了時刻までのいい場合であっても、常時1名以上が確保されるよう配置を行う必要があることに留意してください。			平11 老企25 第三の六の1(1)⑤ 平24.3.16Q&A問65	
(4) 機能訓練指	機能訓練指導員を1以上配置していますか。	はいい	ルえ	条例第 102 条 第 1 項第 4 号	・従業員に関する名簿 ・職員勤務表 ・職員履歴書
導員	※ 機能削減指導員は、次のいずれかの資格を有している必要があります。 ア 理学療法士 イ 作業療法士 ウ 言語感覚士			平11厚令37 第93条第1項	通所介護ご録・出勤簿
	エ 看護職員 オ 柔道整復師 カ あん摩マッサージ指圧師 キ はり師 ク きゅう師			第4号 平11老企25	・利用者数がわかる書 類
	1 todaye 2 Cityary			第三の六の 1(3)	・資格証(写)
	※ はり師及びきゅう師こついては、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機 配置した事業所で6月以上機能訓練指導、従事した経験を有する者に限ります。	平11老企25 第三の六の 1(3)			
	※機能削減者等員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための削減を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職とができます。	務に従事する	5=	平11厚令37 第93条第5項	
	※ 利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能割線については、当該指定通所介護事業所の生活相談員又は介護職員が策務して えありません。	行っても差し	支	平11 老企25 第三の六の 1(3)	
5 管理者	事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。	はいし	ルえ	条例第103条 平11厚令37 第94条	職員勤務表通所介護武業等出勤簿
<u>(共生型は</u> 項目6のと おり)	※ 以下の場合であって、当該事業所の管理業務こ支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。 ア 当該事業所で通所介護従業者としての職務こ従事する場合 イ 同一般地内又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内にある他の事業所、施設等の管理者又の職務ご従事する場合	が業者とし	て	準用(平11 老企 25 第 三の一の1 (3))	
6 共生型通所 介護の人員 基準	指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定児童 発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所(以下「指定生活介護事業所等」という。)の従業 者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護、指定自立訓練(機能訓練)、指定自立 訓練(生活訓練)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下「指定生活介護等」という。) の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合にお	はいい 該当が		条例第117条 第1項第1号 平11厚令37 第105条の2 第1項第1号	
	ける当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上配置していますか。 「従業者」 指定生活介護事業所等の従業者の員数が、共生型通所介護を受ける利用者(要介護者)の数を含めて当該対能生活介護事業所等の利用者の数と 該対能生活介護事業所等として必要とされる数以上であるということです。 この場合において、指定生活介護事業所の従業者については、前年度の利用者の平均障害支援区分に基づき、必要数を配置することになってい 出に当たっては、共生型通所介護を受ける利用者(要介護者)は障害支援区分5とみなして計算してください。			平11老企25 第三の六の4(1)①	
	【管理者】 指定通所介護の基準と同様です。 なお、共生弘通所介護事業所の管理者と指定生活介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えありません。	平11老企25 第三の六の4(1)②			
	共生型面所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定面所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていますか	はいい。 該当が		条例第117条 第11項第2号 平11厚令37 第105条の2 第1項第2号	
第4 部	#備に関する基準				
7 設備及び備 品等	① 食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びにサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。	はい・し	ルえ	条例第104条 第1項 平11厚令37 第95条第1項	・平面図 ・設備、備品台帳 ・届出・変更届

項目	自 己 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令	確認書類
<u>(共生型は</u> 項目9のと	② 設備は、専ら指定通所介護の事業の用に供するものとなっていますか。	はいいれえ	条例第104条 第3項	
<u> おり)</u>	※ 利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合はこの限りではありません。		平11厚令37 第95条第3項	
	※ 利用者にかかる各種高速装等を保管するものにあっては、個人情報の漏えい防止の観点から配慮されたもの(鍵付キャビネット等)が望ましい	೯ಕ.		
(1) 食堂及び機 能訓練室	食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3㎡に利用定員 (事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。) を乗じて 得た面積以上となっていますか。	はいいえ	条例第 104 条 第 2 項第 1 号 ア 平 11 厚 令 37 第 95 条 第 2 項 第 1 号 イ	・平面図 ・運営規定
	※ 上記こかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際コはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際コはその実施さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができます。	(支障がない広	条例第104条 第2項第1号イ 平11厚令37 第95条第2項 第1号口	
	※ 指定通所介護事業所と指定居宅サービス事業所等を併設している場合に、利用者へのサービス提供に支達がない場合は、設備基準上両方のサービるもの(指定部別介護事業所の場合は事務室)は共用が可能です。ただし、指定通所介護事業所の機関制線全等と、指定通所介護事業所と併設の別診療所、介護を人保健施設又は介護医療制における指述面所リハビリテーション等を行うためのスペースについて共用する場合にあっては、以下のごとをもって、これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとします。 イ 当該部屋等において、指定通所介護事業所の機関制線室等と指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されているこのに、指定通所介護事業所の機関制線室等として使用される区分が、指定通所介護事業所の機関制線室等として使用される区分が、指定通所介護事業所の機関制線室等として使用される区分が、指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーション事業を満たすこと。	科にある病院 科件に適合する 上。	平11老企25 第三の六の2(4)	
	※ 玄関、廊下、階段、送迎車両など、基準上は規定がないが、設置されるものについても、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、共用が	可能です。		
	※ 設備を共用する場合、基準条例において、指定適所介護事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じる はならないと定めているところですが、衛生管理等に一層努めてください。	るよう努めなけれ		
(2) 相談室	相談室は、遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていますか。	はいいえ	条例第104条 第2項第2号 平11厚令37 第95条 第2項第2号	・平面図
	※ 利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースが確保されていること。			
(3) 消火設備等	消防法その他の法令等に規定された消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を確実に設置していますか。	はいいえ	平11老企25 第三の六の2(3)	
(4) 宿泊サービ スを提供す	① 指定通所介護の提供以外の目的で、指定通所介護事業所の設備を利用し、夜間・深夜に指定通所介 護以外のサービス(宿泊サービス)を提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供 開始前に市長(高齢福祉課(中核市移行前に開始の場合は長野県))に届け出ていますか。	はいいえ 該当なし	条例第 104 条 第 4 項 平 11 厚令 37 第95条第4項	・宿泊-t [*] スの実施-関 する届出書 (写)
る場合	② 宿泊サービスの届出内容に係る介護サービス情報を松本市に報告していますか。	はい・いれえ 該当なし		
	③ 届け出た宿泊サービスの内容に変更がある場合は、変更の事由が生じてから10日以内に、また、宿泊サービスを休止又は廃止する場合はその休止又は廃止の日の1月前までに市長に届け出ていますか。	はいいえ 該当なし		
8 <u>介護予防通</u> 所介護相	指定通所介護事業者が指定 <u>介護予防通所介護相当サービス</u> 事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定 <u>介護予防通所介護相当サービス</u> の事業とが同一の事業所において一体的に運営されていますか。	はいいえ 該当なし	条例第104条 第5項	
<u>当サービ</u> <u>ス</u> の設備 基準	※ 指定 <u>介護予防通所介護相当サービス</u> 事業の設備に関する基準を満たすことを持って、指定通所介護事業の設備に関する基準を満たしているものと きます。	こみなすことがで		
9 共生型通所	指定生活介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていますか。	はい・いいえ 該当なし	平11老企25 第三の六の4(2)	
介護の設備 基準	※ 指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の場合は、必要な設備等について要介護者が使用するものに適したものとするよい。			
	※ 共生型サービスは要介護者、障害者及び障害用ニ同じ場所で同時に提供することを想定していることから、要介護者、障害者又は障害児がそれを区切る壁、家具、カーテンやパーテイション等の仕切りは不要です。			
第5 遅 い。)	E営に関する基準 <u>(★介護予防通所介護相当サービス・共生型通所</u>	介護も点核	食してくださ	
10 内容及び手 続きの説	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの 選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇 切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	はいいえ	条例第116条 準用(第8条第1項) 平11厚令37 第105条 準用(第8条)	・運営規程 ・説明文書 ・利用申込書 ・同意に関する記録

項目	自己点検のポイント	点 検	根拠法令	確認書類
明及び同意	※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。 ア 運営規制の概要 イ 通所介護従業者の勤務(体制) ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制 オ 提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況) 等		準用(平11 老企 25第 三の一の3(2))	
	※ 同意は、利用者及び通所介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいです。			
	※ パンフレット等については、当該事業所が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、一体的に作成しても差し支えありません。			
	※ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担無政等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例第6条において置くべきと満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。	されている員数を		
11 提供拒否の 禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 ※ 特に、要が態度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。	いないいる	条例第116条 準用(第9条) 平11厚令37 第105条 準用(第9条)	・利用申込受付簿 ・要介護度の分布がわ かる資料
	※ サービスの提供を持むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。 ア 当該事業所の現員からは利用申込口式とされない場合 イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが理能な場合		準用(平11 老企 25 第3 の1 の3(3))	
12 サービス提 供困難時 の対応	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の通所介護事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	はいいな 事例なし	条例第116条 準用(第10条) 平11厚令37 第105条 準用(第10条)	・サービス提供依頼書
13 受給資格等 の確認	① サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	はいいえ	条例第116条 準用(第11条 第1項 平11厚令37 第105条 準用(第11条)	・サード ス提供票 ・利用者に関する記録
	② 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。	はいいえ 事例なし	条例第116条 準用 (第11条第2項)	
14 要介護認定 の申請に 係る援助	① サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ 事例なし	条例第116条 準用(第12条 第1項 平11厚令37 第105条 準用(第12条)	・利用者に関する記録
	② 居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	はいいえ 事例なし	条例第116条 準用(第12条 第2項)	
15 心身の状況 等の把握	サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	はいいえ	条例第116条 準用(第13条) 平11厚令37 第105条 準用(第13条)	・利用者に関する記録 ・居宅介護対 潔経 過 ・サゼス担当者会議の要 点
16 居宅介護支	① サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	はい・いいえ	条例第116条 準用(第14条第1項、 第2項)	・情報提供に関する記録 ・指導に関する記録
援事業者 等との連 携	② サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。	はいいえ 事例なし	平11厚令37 第105条 準用(第14条第1項第 2項	・19年(元列)の記し野
17 法定代理受 領サービ スの提供 を受ける ための援	サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。	はいいえ 事例なし	条例第116条 準用(第15条) 平11厚令37 第105条 準用(第15条)	・利用者の届出書 ・居宅サゼ 店村画書 (1)(2)
助	※ 利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときとは、利用申込者が居宅介護支援を受けることについてあらかじめていない、または当該サービスが居宅サービス計画の対象となっていないときです。	市町村に届け出	施行規則 第64条	
18 居宅サービ ス計画に沿 ったサービ スの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	はい・いいえ	条例第116条 準用(第16条) 平11厚令37 第105条 準用(第16条)	・居宅サゼ 活計画書 (1)(2) ・週間サゼ 活計画表 ・通所介護計画書 ・サゼ な提供票 ・利用者に関する記録
19 居宅サービ ス計画等の	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。	はいいいえ	条例第116条 準用(第17条) 平11厚令37 第105条 準用(第17条)	・サゼス計画表 ・サゼス提供票 (変更有無の確認) ・業務7ニュアル

項目	自 己 点 検 の ポ イ ン ト	点	検	根拠法令	確認書類
変更の援助	※ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合とは、利用者の状態の変化第二より追加ヴェサービスが必要となり、当該サービスを法定代理 して行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、通所介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含		٢	準用(平11老企25第 三の一の3(7))	
	※ 当該外用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給額で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明、その他の必要な援助を行ってください。	見度額の範囲	力	準用 (平11老企25第 三の一の3(8))	
2 0 サービスの 是供の記録	① サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面(サービス利用票等)に記載していますか。	はいい	lvā	条例第116条 準用(第19条第1項) 平11厚令37 第105条 準用(第19条第1項)	・サビス提供票、別表 ・居宅サビス計画書 ・業務日誌 ・運行、送皿に関 する記録
	※ 利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするため、サービスの提供日、サービス 給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。	スの内容、保	倹	準用(平11 老企 25 第三の一の 3(10)①)	
	② サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を書面(サービス提供記録、業務日誌等)に記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に提供していますか。	はいい	ιλ	条例第116条 準用(第19条第2項) 準用(平11 老企 25第三の一の3 (10)②)	
	 接供した具体がなサービスの内容等として記録すべき事項は次のとおりです ア サービスの提供日イ 具体がなサービスの水容 ウ 利用者の心身の状況 エ その他必要な事項 接供した具体がなサービスの内容等の記録は、2 年間保存しなければなりません。 			準用(平11 老企 25 第 三の一の3) (10)②) 条例 第115条第2項 【独自基準(市)】	
2 1 利用料等の 受領	① 法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、利用者の介護保険負担割合証で負担割合を確認し、利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割(法令により給付率が異なる場合はそれに応じた割合)の支払を受けていますか。	はいい	lvā	条例第105条 第1項 平11厚令37 第96条第1項 準用(平11 老企25第三 の六の3(1)①	・サゼス提供票、別表 ・領域証控 ・運営規程(利用料そ の他の費用の確認)
	② 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額が生じないようにしていますか。	はいい	いえ	条例第 105 条 第 2 項 平 11 厚令 37 第 96 条第 2 項 準用(平 11 老企 25 第三	
	※ なお、そもそも介護保険給付の対象となる通所介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をしりません。 ア 利用者に、当該事業が指定適所介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し理解をイ 当該事業の目的、運営方法、利用料等が、指定通所介護事業所の運営規程とは別に定められていること。 ウ 会計が指定通所介護の事業の会計と区分されていること。		あ	o-o3(11)@	
	③ 上記①、②の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。	はいい	いえ	条例第 105 条 第 3 項 平 11 厚令 37 第 96 条第 3 項	・サビス提供票、別表 ・車両運行日誌 ・運営規程(実施 地域の確認)
	ア 利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 イ 通常要する時間を超える指定通所介護であって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用(介護予防通所介護相当サービスでは受け取ることができません。) ウ 食事の提供に要する費用 エ おむつ代 オ 指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用				- 重要事 風粉月書
	※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の微収は認められません。			平11 <i>老</i> 企25 第三の六の	
	④ 上記3の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	はいい	いえ	3(1)② 条例第105条 第5項 平11厚令37 第96条第5項	・説明文書 ・利用申込書 ・同意に関する記録
	⑤ サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、厚生労働 省令(施行規則第65条)で定めるところにより、領収証を交付していますか。	はい・い	いえ	法第41条 第8項	 領収証空
	⑥ 上記⑤の領収証に、サービスについて利用者から支払を受けた費用の額のうち、利用料の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。	はいい	いえ	施行規則 第65条	
	※ 医療費性第の対象となる利用者 (訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護等の原をあわせて利用している者) の領収証コよ、医療費性第の額 (介護研験対象分の自己負担額) 及び居宅介護支援事業者等の名称を記載してください。		ス		
	[参考] 「介護探険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」(平成12年6月1日老発第509号、平成28年10月3日事務連絡)				
	※ (線図証の記載内容)は、上記事務事務の別紙様式に準じたものとし、医療費資金の対象となる金額及び居宅介護支援事業者等の名称等も記載してく	ください。			
		はい・い		条例第116条	・サービス提供証明書

### 23	百口	i所介護相当サービス(第 1 号通所事業) 	上	 	根拠法令	確認書類
2 3			从	仅		唯祕音規
部所が認か					,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
### 11 15 20			はいい	いえ		・通所介護・個書
2		的に行われていますか。 			平11厚令37	
② サービスの提供に当たっては、悪行性動に基づき、利用者の機能機能及びその者が日常生活を含 はいいな またいできるよう必要は耐いを行っていますか。 ② サービスの提供に当たっては、悪切下和に行っていますか。 ② 利用者の対象に当たっては、悪切下和に行っていますか。 ② 利用者の対象に対したでは、無切下和に行っていますか。 ② 利用者の対象に対したでは、無切下和に行っていますか。 ② 利用者の対象に対したでは、無切下和に行っていますか。 ② 利用者の対象に対したでは、無切下和に行っていますか。 ② 利用者の対象に対したでは、無切下和に行っていますか。 ② 利用者の対象に対したでは、無切下和に行っていますが、 ② 利用者の対象に対したでは、無効では対象に対していますが。 ② 利用者の対象に対したのなど、関係したがいますが、 ② 利用者の対象に対していますが。 ② 利用者の対象をは対象に対していますが。 ② 利用者の対象に対していますが。 ② 対象をは、性が対象をとしていますが。 ② 対象をは、性が対象をとしていますが。 ② 対象をは、性が対象をとしていますが。 ② 対象をは、性が対象をとしていますが、特別が対象をしていますが。 ② 対象を対象に対象に対ないます。 ② 対象を対象に対象に対ないます。 ② 対象を対象に対象に対ないますが。 ② 対象を対象に対象に対ないます。 ② 対象の対象に対象に対ないます。 ② 対象の対象に対象に対ないます。 ② 対象の対象に対象に対ないます。 ② 対象の対象に対象に対ないます。 ② 対象の対象に対象に対ないます。 ② 対象の対象に対象に対象に対ないます。 ② 対象の対象に対象に対象に対ないます。 ② 対象の対象に対象に対ないます。 ② 対象の対象に対象に対ないます。 ② 対象の対象に対象に対ないます。 ② 対象の対象に対象に対ないます。 ② 対象の対象に対象の対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対		② 事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はいい	いえ	条例第106条	
② サービスの提供に当たっては、参加では関係していたがつかった。						・評価を実施した記録
(基別所務の) おことができるよう必要が講覧を行っていますか。	2.4	① サービスの担併に出たってけ、通所会議計画に其づき、利田老の機能制施取びその老が口覚生活を覚	はい・に	N. \ 2		· 涌所介護計画書
###			100 0	٠ ٪ د	第1号	
1997年かん 20 サービスの提別に当たっては、整切丁型に行うことを皆とし、利用者立法をの家族に対し、サービス はいいな の総別が結果について、現場しやすいなりに基別を行うていますか。					第98条第1号	
② サービスの理例に当たっては、整列で知ったうことを盲とし、利用者又はその家類に対し、サービス (本)に対し、 (本)に	方針		を妨げるもの	で		
### 19 19 19 19 19 19 19 1			はい・し	しいえ		_
京			10.0	• / -	第2号	録・相談・助量を記録
(3) 利用者以上他の利用者等のと含文はは休を促進するため、総合でいる。		※「サービスの提供方法等」とは、通所介護計画の目標及び外容や利用日の行事、日課等も含むものです。			第三の六の	
(金) 経過十分できた。自身がおりません。 (金) 経過十分できた。自身がおりません。 (金) 経過十分できた。 (金) 2013 (4月		 ③ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き 身体的物束を	はい・し	いえ		
		の他利用者の行動を制限する行為(身体的拘束等)を行っていませんか。			3号	
			はいし	いえ		
(金) 特に登録を記録を (金) サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切か介護技術をもってサービスの提供を 行っていますか。 (金) 投資通所が設は、第1利用者の心身の状況を分離に担催しつつ、相談規則等の生活指導、機能訓練を のか必要なサービスを利用者の多望に高って適切に提供していますか。 後 指数のが対策の多型の情報で対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる 体制を発えていますか。 (※) 指数の対策の多数の情報で、他の影響を思じパーフとい番前極を提供することが関係の集かすることができるも (本) 場が、実施していますか。 (※) 指数の対策の多数の情報で、他の影響を思じパーフとい番前極を提供することが関係の集かすることができるも (本) 場合が、実施し、利用者の心身の状況、希望及びその間かれている。環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当 (本) は、利用者の心身の状況、希望及びその間かれている。環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当 (本) は、利用者の心身の状況、希望及びその間かれている。環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当 (本) は、利用者の心身の状況、希望及びその間かれている。環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当 (本) には、利用者の心身の状況、希望及びその間かれている。環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当 (本) には、利用者の心身のが必求、希望及びその間かれている。 (本) の事的が確認は、中でよりの場合を記せ、力能が関いていていますか。 (本) をおいますが。 (本) の事的が報告は、利用者の心身の時の場合を記せ、力能が関いといて認定が認及が関係を行る。このとりまとかを行か (をないき) 、機能がある。 (本) はないなど (本) の事的が報告は、原見をサービス計画が作成されている場合に対していますが。 (本) の事的が報告を表し、活動が関するのの利用をごといたがあるの利用者といている場合に対しての表情が表しまして、対理を表 (本) の事のが報告を表し、適かの情報を開きていている場合を除まていますか。 (本) の事のなと関す所ののの別、発見が行る。当からな情報のからない、力が表情が関いであり、サービスが確かのの別、と知ったして表更してく (本) の事のなと関す所のの別と発すていますか。 (本) が表情でいますか。 (本) が表情でいますか。 (本) が表情でいますか。 (本) が表情でいますか。 (本) が表情でいますか。 (本) が表情でいますか。 (本) が表情でいますか。 (本) が表情でいますか。 (本) が表情でいますか。 (本) いな、 (本) が表情でいますか。 (本) が表情でいますか。 (本) いな、 (本) が表情でいますか。 (本) が表情でいますか。 (本) が表情でいますか。 (本) いな、 (本) が表情でいますか。 (本) が表情でいますか。 (本) が表情でいる。 (本) は、 (本) は、 (本						
(前) サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を 打っていますか。 (6) 指定通所介護は、常ご利用者の心身の状況を的痛に把握してい、有限決別等の生活指導、機能部業を の他必要なサービスを利用者の希腊に高って適的に起焼していますか。 (7) 海豚の食物にある多所含素に利しては、必要に応し、その特性に対応したサービスの提供ができる 体制を変えていますか。 (8) 添加の吹ぶある多所含素に利しては、必要に応し、その特性に対応したサービスの提供ができる 体制を変えていますか。 (8) 添加の吹ぶある多所含素に利しては、必要に応し、その特性に対応したサービスの提供ができる 体制を変えている かいますか。 (8) 添加の吹ぶある多所含素で、何の条が無た同じクルーフとして通所含を指揮することが関係の等をは、必要に応していますか。 (8) 添加の吹ぶある多所含素で、何の条が無た同じクルーフとして通所含を指揮することが関係の等でサービスを提供することができる。 (7) あかいた場所の強性のサービスを提供することが関係の等でサービスを提供することがである。 (14) 11 世色を第二のかり、 7 あらかした場所の強性のようとことが関係を持てることがならしていますか。 (8) 海豚の溶腫のようにより強性のようには、自体の発酵を含むしていますか。 (14) 11 世色を第二のかり、 7 あらかした場所のようには、 14) 11 世色を第二のかり、 7 あらかした場所のようには、 14) 11 世色を第二のかり、 7 あらかした場所のからでは、 2 本庭のと関係を含む、14 生のなど、 2 本庭のと関係を含む、15 生のなど、 2 本庭の 2 まにはなど 3 をまになる 2 まにはなど 3 まにななど 3 をまになる 3 まになる 3 まになる 3 まになる 3 まになる 3 まになる 3 まにない 3 をまになる 3 まにない 3 をまになる 3 まにない 3 をまになる 3 まにない 3 をまになる 3 を表になる 3 を表				1		
(5) 指定適所介護は、第二利用者の心身の状況を砂剤に担催していますか。 (6) 指定適所介護は、第二利用者の心身の状況を砂剤に担催していますか。 (6) 指定適所介護は、第二利用者の心身の状況を砂剤に担催していますか。 特に認知性である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの規供ができる 体制を整えていますか。 ※ 勝極の関かるを分類をで、他の定所を利用です。 第二時で多様性対なしたサービスの規模ができる 体制を整えていますか。 ※ 勝極の関からなが開き、他の定所を利用です。 第二時で多様性対なしたサービスの規模ができる は、 第一時に表現ので、ア・あらかいが場所を開い位置が下れていると、イ 効勢が開始を開いていていると、イ が発力が関係を関することができる イ 効勢が開始を関いていていると、イ があり地域を対かしているとので、ア・あらかいが場所が関係ではできると、イ 効力が関いでは、 本型 など できる 第二時 で				_		
(1) 指定部所で置く、第二利用者の心身の状況を的額に把握しつつ、相談経動等の生活指導、機能動機を (2) (2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4			はい・し	いえ	P1417 2217 P14	
### (1997) 1997 1			はい・に	N. \ 2	-1	
体制を整えていますか。 ※ 脚原の状態にある要が機者で、他の単分機器と同じカループとして運動が緩を増出することが関が場合は、必要・応じカループを分けで呼んしてくだされる。 ※ 運動が機能、事業所のでサービスを提供することが関所ですが、勿に得方条件を変して傾向においては、事業所の置かでサービスを提供することができるも ※ 運動が機能は、事業所のでサービスを提供することが関係です。とか、クロッグで、クロッグです。 ** 運動が機能は「は置いすられていること。 ・ ク 管理者は、人間中書の心事のかと、希望及びその匿かれている環境を踏まえて、機能制験等の目標、当 はいいべ 素値 であり、			1000	V /L		
※ 認知級の状態にある委所権害で、他の声が障害と同じカループとして連所が確認機は手ることが関係の場合による要別ないしカループを分けて対応してくださらした。 ※ 適所が健康、事業的カウサービスを設践することが関いてが、カコ海子を条件を到上す場合においては、事業がの選がです。 ア あらかしか適所が監督は、お屋 かられていること。 イ が果めか場所が監督は、お屋 かられていること。 イ が果めか場所が監督は、お屋 かられているとと。 イ が果めか場所が監督は、お屋 かられていると、 ・		特に認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる				
### 2007/00 30/03 30/		体制を整えていますか。				
※ 添所が護法・業業所なでサービスを提供することが同時ですが、別二場する条件を耐えず場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものです。 ア あらかしが適所が護師はは第二分にわれていること。 イ 効果がな嫌疑的場合やサービスが整所できること。 イ 効果がな嫌疑的場合やサービスが整所できること。 イ 効果がな嫌疑的場合やサービスが整所できること。			対応してくだ	2	第三の六の	
2.5			_ 1		–	
25		ರ್ ರಾಜಕ್ಯ	ことができる	ŧ	第三の六の	
適所介護計画の作成 該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した適所介護計画を作成していますか。 該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した適所介護計画を作成していますか。 ※ 適所の議職価こいでは、介盤の提明に係る計画等の作物に関し接致のある者や、介徴が提明について室放は類及原験を有する者にそのとりまとめを行わせるとかりませるものとし、当該事業所に所述と規則では、企業の企業を提供しいです。 ※ 適所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。 ※ 適所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。 ※ 適所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説別 はいいな 気につかなり (3/3)。 ② 管理者は、適所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説別 はいいな 気がの機を制御するため、適所の機能し、必要に応じて変更してく 気につかなり、3/3/3/4 ※ 適所介護計画の身の状況、希望及び子の置かれている職性を指針よっていま、その内容について利用者又はその家族に対して説別 ないいな 第3項 平11を企る第三のかの 3/3/4 ※ 強力が健康性制のよりのない況、希望及び子の置かれている職性を指針よっていま、その内容を認明した上で、利用的の側を得てください 第二日本企る第三のかの 3/3/4 ② 管理者は、適所介護計画を作成した際には、当該適所介護計画を利用者に交付していますか。 はいいえ 条列解 108条第4項 条列 ※ 文付した部所機能画よ 2年間原存しなければなりません。 第115条第2項 独議集件 (市)					3(2)(9)	
調子ので設計 画の作成 ※ 著所が議画これでは、対象の限用に係る計画等の作成、到して報のある者や、対象の限用において意意な雑数な体験を有する名にそのとりまとめを行わせるものと、当該事業和に対象が登録と表する者か、3場合は、その者に当該権画のとりまとめを行わせるととが望ましいです。 ※ 著所が議画は、サービスの提供に関いる従来者が共同して個々の利用者ごと作成するものです。 ② 通所が議計画は、サービスの提供に関いる従来者が共同して個々の利用者ごと作成するものです。 ※ 著所が議画を作成していますか。 ※ 著所が議画を作成型に居やサービス計画が作成されている場合は、当該居をサービス計画の内容に沿って作成していますか。 ※ 著所が議画を作成型に居やサービス計画が作成されている場合は、当該居をサービス計画の内容に沿って作成していますか。 ※ 著所が議画を作成型に居やサービス計画が作成された場合は、当該居をサービス計画の内容に沿ったものであるが確認し、必要に応じて変更してください。 ③ 管理者は、通所が言語画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明 はいいえ 気が関係を解すられた。著所が護・順の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明 はいいえ 第二の元の 33(3)。 ※ 登中が言語・無理権・国籍・国籍・国を 第2項 平11 を企 5 第三の元の 33(3)。 ※ 登中が言語・無理権・運動を持ていますか。 ※ 登中が言語・画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明 はいいえ 第2の元の 33(3)。 ※ 登中が言語・画の上の表の状況を超いの主なが、第115条名と 5 第4項 8分(4) 第44章 8分(5) 第115条名と 5 第4項 8分(6) 第41章 8分(6) 8分(25	□ 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当	はいい	いえ		
※ 適所介護情報とついては、介護の提供に係る計画体の作成に担議後のある者や、介護の選供について主部がは譲渡及外籍を有する者にそのとり事とめを行か はいいな 第三の方の 3(3)①②② ※ 適所介護情報、サービスの提供に関わる従業者が共同して帰るの利用者ごとに作成するものです。 ② 適所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿 はいいな 条例第 103条 第2項 中11 を企 2 第三の方の 3(3)③②② ※ 適所介護情報は、一世スの提供に関わる従業者が共同して帰るの利用者ごとに作成するものです。 ※ 適所介護情報を構成して記事すか。		該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成していますか。				
※ 適所介護価値については、介護の提用に係る計画等の作成二関上組験のある者や、介護の提用について豊富な組践及経験を有する者にそのとりまとめを行かしてものとし、当該事業所に介護対象が関の資格を有する者が、る場合は、その者に当該補國のとりまとめを行かせることが望ましいです。 ② 適所介護価値は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿 はいいえ 完全の大の工作成していますか。 ※ 適所介護価値を作成設に原宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿 はいいえ 第2項 第2項 第20元の 3(3)(3)(2) ③ 管理者は、適所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明 はいいえ 第3項 第11を会 第3項 はいいえ 場所が護価値を得対したのであるが確認し、必要に応じて変更してく 定し、利用者の同意を得ていますか。 ※ 適所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明 はいいえ 第3項 第11を会 第3項(3)(4) 第11を会 第1項 第1	画の作成					
世もものとし、当場集業所に介護支護専門側の解格を有する者がいる場合は、その前に当該価のとりまとめを行かせることが望ましいです。 ② 適所介護計画は、円に足宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿 はいいえ タが原 108 条 22 項 では、		※ 通所介護計画こついては、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供こついて豊富な知識及び経験を有する者にそのと	りまとめを行	b		・通所介護・画の提供
② 通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿 はいいる 第2項 第2項 第11を25 第三の木の 3(3)③ 第世書古は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明 はいいる 第二の木の 3(3)④ 第3項 第3項 第11を25 第三の木の 3(3)④ 第一項者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付していますか。 はいいる 第二の木の 3(3)④ 第一項者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付していますか。 はいいる 第11を25 第三の木の 3(3)④ 第一項者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付していますか。 はいいる 第11を第2項 [独基建 (市)] 第11を第2項 [独基建 (市)] 第15条第2項 [独基を行っていますか。 第15条第2項 第15条第2页 第15条第2页 第15条第2页 第15条第2页 第15条第2页 第15条第2页 第15条第2页 第15条第2页 第15条第2页 第15条页 第15系页 第15条页 第15条页 第15系页 第15页页 第15页		せるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該結画のとりまとめを行わせることが望ましいです。			3(3)(1)(2)	āLæ≭
って作成していますか。 ※ 適所が議価を作成数に居宅サービス計画が作成された場合は、当該通所が議価が居宅サービス計画に沿ったものであるが確認し、必要に応じて変更してく 第三のかの 第2項 111を25 第三のかの 第3項 21項 111を25 第三のかの 第3項 21項 211を25 第三のかの 第3項 211を25 第三のかの 第3項 211を25 第三のかの 第3項 211を25 21		※ 通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものです。				
って作成していますか。 ※ 適所が懸価を作成と「居宅サービス計画が作成された場合は、当該画所が勝価が開宅サービス計画に沿ったものであるが確認し、必要に応じて変更してく 第三の大の 3(3)(3) ③ 管理者は、通所が誘動性画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明 はいいえ 条例解(10条 第3項 上、利用者の同意を得ていますか。 ※ 適所が懸価は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反 第三の大の 3(3)(4) ④ 管理者は、通所が護計画を作成した際には、当該通所が護計画を利用者に交付していますか。 はいいえ 第三の大の 3(3)(4) ※ 交付した適所が護計画と作成した際には、当該通所が護計画と利用者に交付していますか。 はいいえ 第4項 第4項 条例 第115条第2項 [独自基準 (市)] ⑤ 従業者は、それぞれの利用者について、通所が護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状 第1項 [独自基準 (市)] ⑤ 通所が護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評 第5項 第三の大の 3(3)(5) ② 通所が護事業者は、居宅介護支援事業者から通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該通所介 はいいえ 第三のかの 3(3)(5)		 	はい・し	いえ	条例第 108 条	
※ 通野介護計画を作成類に再名サービス計画が作成される場合は、温級通野介護計画が指名でものであるか確認し、必要になって変更してください。 ③ 管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明 はいいな 条例解108条第3項 第3項 第118全25 第二の大の3(3)(3)(3)(3)(3)(3)(3)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)					第2項	
③ 管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明 はいいえ			じて変更して	<		
し、利用者の同意を得ていますか。 ※ 適所が鬱慢は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、通所が護事業者の管理者は、通所が鬱慢の作成に当たっては、その内容等を説明した上で、利用者の同意を得てください。 ④ 管理者は、通所が育護計画を作成した際には、当該通所が育整計画を利用者に交付していますか。 はいいいえ 条例第108条第4項条例 第115条第2項[独自基準(市)] ⑤ 従業者は、それぞれの利用者について、通所が護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状 切の記録を行っていますか。 ⑥ 通所が護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っていますか。 ⑦ 通所が護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っていますか。 ② 通所が護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っていますか。 ② 通所が護事業者は、居宅介護支援事業者から通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該通所が はいいいえ 平11を企る			(+1).1	N 17		
※ 適所介護計画よ利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反 映の機会を保障するため、適所介護事業所の管理者は、適所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で、利用者の同意を得てください。 ④ 管理者は、通所介護計画を作成した上際には、当該通所介護計画を利用者に交付していますか。 はいいな 第三の六の 3(3)④ ※ 交付した適所介護計画は、2年間保存しなければなりません。 ⑤ 従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状 はいいな 第115条第2項 [独自基準 (市)] ※ の記録を行っていますか。 ⑥ 通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評 第13を第10元の 3(3)⑤ ② 通所介護事業者は、居宅介護支援事業者から通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該通所介 はいいな 平11を企 第三の六の 3(3)⑤ 平11を企 第三の六の 3(3)⑤			1900	V 1/L		
※ 適所介護・国際・の利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付していますか。 はいいな 条例第 108条第4項条例 ※ 交付した適所介護計画は、2年間保存しなければなりません。 (はいいな 変がした) (独自基準 (市) (独自基本 (中) (知) (知) (知) (知) (知) (知) (知) (知) (知) (知					平11 老企25	
④ 管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付していますか。 はいいえ 条解 108 条 第4 項 条例 第 115 条第 2 項 [独自基準 (市)] ⑤ 従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状 況の記録を行っていますか。 はいいえ 条例 第 108 条 第 5 項 はいいえ 系列 第 10 条 第 5 項 年 11 老企 5 第 2 項 [独自基準 (市)] ⑥ 通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評 (本)のようにでも説明を行っていますか。 第 2 の 第 2 の 第 2 の 第 2 の 実施状況や評 (本)のようにでも説明を行っていますか。 第 2 の 第 2 の まかんの 3 (3)(5) 第 2 の 第 3 の まかんの 3 の 3 の 5 の 5 の 5 の 5 の 5 の 5 の 5 の 5				反	第三の六の	
第4項 条例 第1.15条第2項 [独自基準 (市)] ⑤ 従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状 知の記録を行っていますか。 ⑥ 通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評 無のたの 第1.00 第1.00 第1.00 第2.00 第2.00 第2.00 第3.00 第5.00 第5.				N 17		
※ 交付した適所介護・・ 2年間保存しなければなりません。 第115条第2項 [独自基準 市] ⑤ 従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状		(サ) 官理自は、週州川高野田凹をTF放し/11別には、自該週州川高野田凹を利用石に父付していますか。	197,.	v.v.	第4項	
(独自基準 (市) ⑤ 従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状 はいいえ 条例第108条 第5項 窓 通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評		※ 交付した通所が設備回よ、2年間保存しなければなりません。		\neg	第115条第2項	
第5項 第5項 第6. 通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っていますか。 ② 通所介護事業者は、居宅介護支援事業者から通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該通所介はいいないでは、利用者との表現では、当該通所介は、当該通所介は、当該通所介は、第二の六の33(3)⑤ 平11を企び			120	N 1-2		
⑥ 通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っていますか。 ② 通所介護事業者は、居宅介護支援事業者から通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該通所介はいいないでは、平11を企びます。			iar, · f	いえ		
価についても説明を行っていますか。 第三の六の 3(3)⑤ 3(3)⑥ 平11老企25						
(7) 通所介護事業者は、居宅介護支援事業者から通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該通所介 はいいえ 平11老企25						
第二の 立 の			はいし	いえ	平11老企25	
護計画を提供することに協力するよう努めていますか。 3(3)⑥ 3(3)⑥		護計画を提供することに協力するよう努めていますか。 				

項目	自己点検のポイント	点 検	根拠法令	確認書類
	※ 居宅介護支援の運営基準において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等に対して、居宅サービス等基準に られている計画の提出を求めるものとする」と規定されたことを踏まえたものです。	おいて位置付け	準用(第一の三の(14) ⑥)	
26 利用者に関 する市町村 への通知	通所介護を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 ア 正当な理由なしに通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき	はいいえ 事がし	条例第116条 準用(第26条) 平11厚令37 第105条 準用(第26条) 準用(平11老 企25第三の一 の3(15))	・・市政・市の対した・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
27 緊急時等の 対応	現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	はいいいえ	条例第 116 条 準用(第27 条) 平11 厚令 37 第 105 条 準用(第 27 条)	・運営規程 ・連絡体制に関する書 類 ・緊急対応記録簿
	※ あらかじめ定めた緊急時の対応方法に基づき、速やかな措置を講じなければなりません。			
28	① 管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把	はいいえ	条例第116条	· 組 献財皇等
管理者の責 務	握その他の管理を一元的に行っていますか。 ② 管理者は、当該事業所の従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。	はいいえ	準用(第58条) - 平11厚令37 - 第105条 - 準用(第52条)	・業務日誌等
29 運営規程	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めていますか。	はいいえ	条例第109条 平11厚令37 第100条	・運営規程
	※ 運営財留コは、次の事項を定めるものとします。 ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職員、最数及以開務の内容 ウ 営業日及び営業時間 エ 適所介護の内容及び利用財具 カ 通常の事業の実施地域 キ サービス利用ニ当たっての留意事項 ク 緊急時報における対応方法 ケ 非常災害対策 コ 虐待の貼止の比めが出かが法 カ 非常災害対策 コ 虐待の貼止の比めが出かが法 ケ 非常災害対策 コ 虐待の貼止のよいが開盟「関する事項 サ その他運営「関する事項 カ は日々変わりうるものであるため、業務與担害が呼の観点から、頻程を定めるに当たっては、条例第6条において置くべきと満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。 ※ ウの「営業日及び営業時間」について、8時間以上9時間株式の指定適所介護の前後に選集して延長サービスを行う指定適所介護事業所にあって援助情には対い主義処理をサービスを行う時間を運動閉る可能とすること。 ※ ウの「産業日及び営業時間」について、8時間以上9時間は、後に選集して2時間、6計3時間の延長サービスを行う指定適所介護事業所にあって、例えば、提供時間第19時間は、20時間の延長サービスを行う情間を適所が護事業所にあって、同介計議の本用定員」は、同時に適所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものです。 ※ オの「適所の事業の実施地域」は、客報的こその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整を言文であり、当場地域を整えてサービスが行すれることを妨げるものではありません。 ※ キの「サービス利用に当たっての電意事項」は、利用者が通所介護の提供を受ける際の、利用者側が電意すべき事項(機能部検室を利用する際を指すものです。	ては、サービス よ 当該村定通 。	平11 老企 5 第三の六の 3(4) 準用 (平11 老企 25 第 3の一の3(19)①) 平11 老企 25 第三の六の 3(4)② 平11 老企 25 第三の六の 3(4)③ 準用(平11 老企 25 第三の一の 3(19)③) 準用(平11 老企 25 第三の一の 3(19)④) 平11 老企 25 第三の六 の3(4)④5	
	※ コの「耐害の防止のための措置に関する事項」とは、耐害の防止に張わる、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修措置等)や耐害なは耐害が疑われる事業(以下が発生した場合の対応方法等を指します。	「虐待」という。)	平11 老企25 第三の一の3(31)	
30 勤務体制の 確保等	① 管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。労働条件通知書等を書面で明示し交付していますか。	はいいえ	労働基準法 第15条 労働基準法施	・就業規則・運営規程・雇用契約書
HEIMT	※ 雇用(労働)契約において、労働基準法により下記のような条件を書面で明示することとされています。 ①労働契約の期間に関する事項 ②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準 ③就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 ④始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休眠、交替権勤務を させる場合は就業時報数に関する事項 ⑤]遺金の決定、計算及び支払の方法、貫金の締切り及び支払の時期に関する 事項 ⑥退職に関する事項 (解雇の事由を含む) ⑦昇給の有無 (※)、⑤退職手当の有無 (※) ⑥賞与の有無 (※)、⑥退職手当の有無 (※) ⑥賞与の有無 (※)、⑥退職手当の有無 (※) ⑥賞与の有無 (※)、⑥退職手当の有法 ()。) ※ 非常難職員のうち、短端的判別者 (1)週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1 週間の所定労働時間に比べて短い労働ものを雇い入れたときには、上記⑦、⑥、⑨及び⑩こついても文書で明示しなくてはなりません。	者)に該当する	行規則 第5条 短時間労働者の雇用管 理の改善等に関する法 律施行規則 第2条	 勤務表 勤務時間が確認できる書類 業務委託受約書
	② 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めています	はいいえ	条例第110条 第1項	
	12			

項目 自己点検のポイント 点柱	負 根拠法令	
か。		確認書類
※ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務狩猎。、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能割除村等 員の配置、管理者との兼務関係等を明確こしてください。	平11厚令37 第101条第1項 平11老企25 第三の六の	
③ 当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。	3(5)① 条例第110条 第2項 平11厚令37 第101条第2項	
※ 調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことも可能です。	〒11老企25 第3の6の 3(5)②	
④ 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。 はいいい		·研修受講修了証明書 ·研修計画
※ 研修機場が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的は確保してください。	平11厚令37 第101条第3項	出張命令研修会資料
⑤ ④の際、全ての通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項 に規定する政令で定めるも者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。)に対し、認知症介護 に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置を講じていますか。 ※R6.4.1から義務化	条例第110条 第3項 平11老企25 第3の二の 3(6)③	
※ 認知症介護に係る基礎が3研修とは「認知症介護基礎所修」のことを指します。		
※ 当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎が立ち施及び技術を習得している者とすることとし、具体的には、看護師、准看護師、介護部上、介護 支援専門員、実務者所修修了者、介護職員が任者所修修了者、生活規則従事者所修修了者に加え、介護職員基礎所修課程又は訪問が護員義成所修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬 育師、理学療法士、作業療法士、言語報覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ術、はり師、きゅう師等とします。		
⑥ 新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者(医療・福祉関係資格を有さない者に 限る。)に対しては、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させていますか。 ※R6.4.1から義務化	至 第3の二の 3(6)③	
⑦ 適切なサービスの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針 の明確化等の必要な措置を講じていますか。	注 条例第110条第4項 平11老企25 第3の大の35径(第3 の一の3(21)径参照	
※ 事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとします。 なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるもの含まれることに留意してください。		
ア 事業主が講ずべき措置の具体的内容 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講 ずべき措置等についての指針(平成18 年厚生労働省告示第615号)及び事業主が職場における優越的な関係を背景 とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号。以 下「パワーハラスメント指針」という。)において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のと おりです。 a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に 周知・啓発すること。 b 相談(苦情を含む。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定め ること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。		
イ 事業主が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)及び③被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、アの「事業主が講ずべき措置の具体的内容」の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向け)研修のための手引き」等を参考にした取組を行ってください。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)		
※ パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24号)附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業(資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業)は、令和4年4月1日から義務化となりました。		
31		

(1)	項目	自 己 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令	確認書類
170		し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に	はいいえ	の2第1項準用) 平11老企25	・業務総結1画
・		可) ①感染症に係る業務継続計画 ・平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) ・初動対応 ・感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等 ②災害に係る業務継続計画	等)		
が、実施していますか。 ※ 研修の内容は、歴史症及び災害に係る業務機能計画の具体的内容を機員間に共有するとともに、平常の対応の必要性や、緊急時の対応した。定期的(年1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することも覚ましたです。また、研修の実施内線についても記録してください。新規採用時には別に研修を実施することも差し支えありません。 ※ 訓練(シューレション)においては、歴史症の実施の強いついては、歴史症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。 ※ 訓練(シューレション)においては、歴史症や災害が発生した場合において迅速上行動できるよう、実務機能計画に係る訓練については、歴史症や災害が発生した場合に表いる動物として表合。剥削の実施は、机上を含めその実施手法は耐かないものの、机上及び実地で実施するもとも差し支えありません。 ※ なお、実験機能計画の実施・利止を含めその実施手法は耐かないものの、机上及び実地で実施するものを透明に組み合わせながら実施してください。 ※ なな、実験機能計画の実施は、机上を含めその実施手法は耐かないものの、机上及び実地で実施するものを透明に組み合わせながら実施してください。 ※ なな、実験機能計画の実施・利止を含めその実施手法は耐かないものの、机上及び実地で実施するものを透明に組み合わせながら実施してください。 ※ なな、実験機能計画の実定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により担けしてとか求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにしてください。 ② 定期的に実験機能計画の見直しを行い、必要に応じて業務機能計画の変更を行っていますか。 ② 定期的に実験機能計画の見直しを行い、必要に応じて業務機能計画の変更を行っていまから表もことが、のでは、対しないます。 ― 本の表のとは、対しないまが、企業のといまが、企業のといまが、といまが、企業のといまが、では、対しないまが、企業のといまが、では、対しないまが、では、対しないまが、企業のといまが、では、対しないまが、では、対しないまが、では、対しないまが、では、対しないまが、では、対しないまが、では、対しないまが、企業のといまが、では、対しないまが、では、ないまが、では、ないまが、では、ないまが、では、ないまが、では、ないまが、では、ないまが、では、ないまが、では、ないまが、では、ないまが、ないまが、では、ないまが、ないまが、では、ないまが、では、ないまが、では、ないまが、ないまが、では、ないまが、ないまが、ないまが、ないまが、ないまが、		・緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)			
#特向が応の必要性や、緊急時の対抗にかかる理解の動行を行うものとします。 職員教育を組織がに浸透させていてために、定規的(年1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ませいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん基の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。 ※ 訓練(ジミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう。実験機械計画に基づき、事業所内の役割が担め確認、感染症の予防及びまん症の指して傷る訓練については、医染症の予防及びまん症の防止のための訓練と一体的に実施するとも差し支えるりません。 ※ 訓練(ジミュレーション)においては、医染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう。実験機械計画に基づき、事業所内の役割が担め確認、感染症の実務継続計画に係る訓練については、係る訓練の実施は、北上を含めその実施手法は間かないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施してください。 ※ なお、業務機械計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービな事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が実施しましている。 ※ 対抗、業務機械計画の発症、研修及び訓練の実施におたっては、全ての従業者が参加できるようにしてください。 ② 定期の連行、実務機械・関の見直しを行い、必要に応じて業務機械計画の変更を行っていますか。 本期の実施してください。 ※ たいた、要が成り、実施が、の事が、の事が、の事が、の事が、の事が、の事が、の事が、の事が、の事が、の事		的に実施していますか。		第2項準用) 平11老企25	・研修・訓條の記録
3 2		常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年1回以上)な教育を開催するととも 用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録し い。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止の	こ、新規採 してくださ		
り行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び削縁の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにしてください。 ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていまい。 本の2第3項集用 ・業務機構である。第10条第 の2第3項集用 ・業務機構である。第10条第 の2第3項集用 ・業務機構である。第10条第 の2第3項集用 ・業務機構である。第10条第 の2第3項集用 ・業務機構である。第10条第 の2第3項集用 ・業務機構である。第10条第 の2第3項集用 ・連数機関 ・単位を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表別を表現を表別を表現を表別を表別を表別。 ・単位を表現を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を		う、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に アの演習等を定期的(年1回以上)に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計 練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し ません。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを記	に係る訓 い支えあり		
3 2 利用定員を超えて指定通所介護の提供を行っていませんか。		り行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携 ことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できる。	し取り組む		
注し、			はいいえ		・業務継続 画
※ ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。 ※ 指定適所が護と介護平防海所が護用当サービスの指定を併せて受け、一体的に事業を実施している場合は、当該介護平防海所が護相当サービスにおける利用者 は、当時能適所が護中薬所の利用定員の利用者数と含めます。 ※ 共生型通所が護の指定を受ける指定生活が護事業所等において同時にサービスの提供を受けることができる利用者数の上限をいいます。 つまり、介護給付の対象となる利用者 優介情報)の数とは解析の対象となる利用者 (理書者及び障害児) の数との合計数により、定員を定めてください。例 えば、利用定員が20人という場合、受が譲者と称を含むせて20人という動味であり、利用日によって、受が譲者が10人、障害者及び障害児が10人であっても、要が譲者が5人、障害者及保障息児が15人であっても、差し支えありません。 ※ 適正なサービスの提供を確保するため、月平均の利用者数が定員を起える場合、介護解酬の減算の対象となります。 ① 非常災害に関する具体的信制画を作成して、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、そ れらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行っていますか。 ② 非常災害に関する具体的信制画の作成に当たっては、事業所の立地状況等を勘案し、発生することが予 調される非常災害の種類に応じたものとしていますか。 ③ はいいえ 条が際 112条第1項 (環境計画) 連載語 (環境計画) 単述の形式を制度 (環境計画) 単端語 (環境計画) 単端語 (環境計画) 単述の形式を制度 (環境計画) 単述の形式を関する計画 (環境計画) 単述の形式を関する (環境計画) 単述の形式を関する (環境計画) 単述の形式を関する (環境計画) 単述の形式を関する (環境計画) 単述の形式を関する (環境計画) 単述の表述を関する (環境計画) 単述の形式を関する (環境計画) に対域的 (環境計画) 単述の (環境計画) (環境計画) 単述の (環境計画)		利用定員を超えて指定通所介護の提供を行っていませんか。	いないいろ		
は、当場所の優別に関するQA(平成 27年4月1日)問51 東生型部が譲る利用者数に含めます。 ※ 共生型部が譲る利用者数に含めます。 ※ 共生型部が譲る利用者数に含めます。 ※ 共生型部が譲る利用者数に含めます。 ※ 共生型部が譲る利用者数に含めます。 ※ 共生型部が譲る利用者 (要が権者) の数と障害給いの対象となる利用者 (要等者及び障害別・の数との合計数により、定員を定めてください。例 えば、利用定員が20人という場合、要が権者と対すて20人という意味であり、利用日によって、要が後者が10人、障害者及び障害別が10人であっても、要の後者に関するの数との合計数により、定員を定めてください。例 10人であっても、要の後者に関するが15人、障害者及び障害別が15人であっても、差し支えありません。 ※ 適正なサービスの規則を確保するため、月平均の利用者数が定員を超える場合、介護機関の減算の対象となります。 ① 非常災害に関する具体的信制画を作成して、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、そ れらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行っていますか。 ② 非常災害に関する具体的信制画の作成に当たっては、事業所の立地状況等を勘案し、発生することが予 第113条 第13 第113条第13 第113条第13 第113条第13 第113条第13 第113条第13 第113条第23 「独自基準(市・県)]	定員の遵守 	※ ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。			AZED/VIII Ž
記述、利用定員が20人という場合、要介護者と障害者及び障害児を合わせて20人という意味であり、利用日によって、要介護者が10人、障害者及び障害児が10人であっても、要介護者が5人、障害者及び障害児が15人であっても、差し支えありません。 ※ 適正なサービスの提供を確保するため、月平均の利用者数が定員を超える場合、介護機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行っていますか。 はいいえ		は、当該指定通所介護事業所の利用定員の利用者数に含めます。 ※ 共生型通所介護の利用定員共生型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等において同時にサービスの提供を受けることができる利用者数の上限をいいます。		定に関するQ&A(平成	
#常災害対 れらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行っ 第1項 平11厚令37 第103条第1項 でいますか。 第103条第1項 ※ 第2項 ② 非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、事業所の立地状況等を勘案し、発生することが予 割される非常災害の種類に応じたものとしていますか。		えば、利用定員が20人という場合、要介護者と障害者及び障害児を合わせて20人という意味であり、利用日によって、要介護者が10人、障害 10人であっても、要介護者が5人、障害者及び障害児が15人であっても、差し支えありません。			
第2項 関される非常災害の種類に応じたものとしていますか。 (独自基準 (市・県)	非常災害対	れらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行っ	はいいえ	第1項 平11厚令37	(消防計画に準ずる計 画) ・訓練記録
③ 非常災害に関する訓練実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。 はいしいえ 条例第12条第項				第2項 【独自基準(市・	
		③ 非常災害に関する訓練実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。	はいいえ	条例第112条第3項	

項目	所介護相当サービス(第1号通所事業) 自己点検のポイント	点	検	根拠法令	確認書類
	※ 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の対策の万全を期さなければなりません。 関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報するるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものです。 なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準含含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。計画の策定にあたっては、ハザートを確認するなどしてください。 この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理こととされている指定特定施設にあってはその者に行わせるものとします。また、防火管理者を置かなくとされている指定特定施設においては、防火管理こついて責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画を行わせるものとします。	体制を等にある。本語では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番	とにを等くい等	平11老企5 第3の大の 3(7)	
3 4 衛生管理 等	① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は 衛生上必要な措置を講じていますか。	はい・い	いえ	条例 第113条第1項 平11厚令37 第104条第1項	・受水槽の計器ご録・衛生マニュアル等・食中毒防止等の研修記録簿
	※ 次の点に留意してください。 ア 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求 もに、常に密接な連携を保つこと。 イ 特に、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その まん延を防止するための措置等について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を と。 ウ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。	発生及	び	平11老企25 第3の六の3(8)①	・保健所の指導等に関する記録
	※ イに掲げる感染症等については、以下の通知等に基づき発生及びまん延を防止するための措置を徹底しさい。 「介護現場における感染対策の手引き(第2版)」(令和3年3月厚生労働省を健局) 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」(2019年3月厚労省老人保健健康等増進事業) 「老人ホーム等における食中毒予防の徹底について」(平成28年9月16日厚労省通知) 「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成9年3月24日厚労省通知 別添) 「高齢者施設における感染性胃腸炎の発生・まん延防止の徹底について」(平成17年1月10日厚労省通知) 「インフルエンザ施設内感染予防の手引」(平成25年11月改定 厚生労働省健康局結核感染症課・日本医館 危機管理対策室) 「社会福祉施設におけるレジオネラ症防止対策について」(平成11年11月26日厚生省通知) 「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」(平成13年9月11日厚労省通知) 「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」(平成15年厚労省告示264) ※ ウについては、施設内の適当な場所に温度計、温度計を設置し、客観的に温度、温度の管理を行ってください。)			
	※ 常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回(ただし、深夜業労働者等は6ヶ月以内ごとに1回)、定期に健康診断を実施しなければなりません	.γ.		労働安全 衛生法第66条	
	※ 海所等の従業者共用のタオルは、感染源のとして感染が大の恐れがありますので、使用しないでください。 ② 当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めていますか。 (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ってください。 (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備してください。 (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。(年1回以上)	lti.v.l	V.Ž	条例第113条 第2項 平11厘令37 第104条第2項 平11老企5 第3の六の 3(8)②	
	※ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検結する委員会(以下「感染対策委員会」という。)であり、感染対策の知識を有い 幅広い端垂により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については対常の者も含め積極対に参画を得ることが望ましいです。 責任及び役割が担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者(以下「感染対策担当者」という。)を決めておくことが必要です。感染対策 者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ施制開催して	構成メンバ 委員会は、 てください	←の 利用 \。	平11老企25 第3の六の 3(8)②イ	
	 ※ 感染対策委員会は、テレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。)を活用して行うこと します。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者」における個人情報の適切な項対処、のためのガイダンス」、厚生労働省「医療の安全管理・関するガイドライン」等を遵守してください。 ※ 感染が策委員会は、他の会議を設置している場合、これと一体的ご設置・運営することとして差し支えありません。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えあ 	慰養シス			
	※「感染症の予防及びまん種の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理 (環境の整備等)、ケアにかい い、標準的な予防策)等、発生時の対応としては、発生状況の把握。感染拡大の防止、医療機関や保護所、市両市における事業所度経験等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定され 時における事業所の別離外体やし記の関系機関への連絡体制を整備し、明記してしてださい。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護財場」に対する感染対策の手引き」を参照してください。	る感染対策	発生	平11老企25 第3の六の 3(8)②ロ	
	※ 職員教育を組織的に選透させていくためには、当該事業所が定期的な教育(年1回以上)を開催するとともに、新規採用時には認染が援助権を実施することが望ましいです。また、研修でも記録してください。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け認染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態になす。				

項目	自己点検のポイント	点 検	根拠法令	確認書類
	※ また、平時から、実際で感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に行ってください。訓練でおいては、感染症発生動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修が容に基づき、事業所内の役割が担め確認や、感染対策をした上でのケアの滅雷などを実施するものとします。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問かないものの、机上及び実地で実施するものを適切ご組み合わせながら実施してください。	時において迅速に行		
35 掲示	① 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	はいいえ	条例第116条 準用(第33条) 平11厚令37 第105条 準用(第32条)	• 掲示物
	※ 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項とは、運営財銀の概要、適所介護従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処 者評価の実施状況等をいいます。 ※ 対に掲げる点に留意して掲示を行ってください。 ア 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること、 イ 適所介護従業者の勤務体制については、職種ごと、常動・非常動ごと等の人数を掲示する趣旨であり、適所介護従業者の氏名まで掲示するこではないこと。 ※ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に限態可能な形で事業所内に備え付けることで、掲ができます。	 。 とを求めるもの	準用(平11 老企 25第 三の一の3(24)	
	② 重要事項を法人や事業所のホームページや介護サービス情報公表システム等のウェブサイトに掲載していますか。	はいいれえ	条例第116条 準用(第33条第3項) 準用(平11厚令37 第32条第3項)	
3 6 秘密保持等	① 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。	はいいえ	条例第116条 準用(第34条 第1項 平11厚令37 第105条 準用(第33条第1項)	・就業時の取り決め等 の記録(秘密保持の 誓約書など) ・利用者及び家族の同 意書 ・実際に使用された文
	※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定したり、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。			書等(会議資料等)
	② 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。	はいいえ	条例第116条 準用 (第34条第2項)	
	※ 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用特等に取り決め、例えば連約金について定める等の措置を講	じてください。	準用(平11 老企25 第三 の一の3(25)(2)	
	③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。	はいいえ	条例第116条 準用(第34条 第3項)	
	※ この同意は、サービス提供開始部に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。		準用(平11 老 企25第三の一 の3(25)③)	
	④ 「個人情報の保護に関する法律」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。	はいいえ	個人情報の保護 に関する法律 (平 15 年法律 第 57 号)	
	※ 個人情報の取り扱いについては、「医療・介護緊系事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス (H29.4.14個人情報保護委員会を参照してください。	:・厚生労働省)」	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
37 広告	事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。	เช่เ\∙เ\ช	条例第116 準用(第35条) 平11厚令37 第105条 準用(第34条)	・パンフレット等 ・ポ スター等 ・広告
38 居宅介護支 援事業者 に対する 利益供与	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	৻ৼ৻৻৽৻৻ঽ	条例第116条 準用(第37条) 平11厚令37 第105条 準用(第35条)	
の禁止 39 苦情処理	① サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける ための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。	はいいえ	条例第116条 準用(第38条 第1項)	・運営規程・掲示物・苦情に関する記録
	※「必要な措置」とは、具体的には以下のとおりです。 ア 苦情を受け付けるための窓口を設置すること。 イ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにすること。 ウ 利用申込者又はその家旗にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載すること。 エ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示すること。		平11厚令37 第105条 準用(第36条) 準用(平11老 企25第三の一 の3(28)①)	・指導等に関する記録
	② 苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。	はいいえ 事例なし	条例第116条 準用(第38条 第2項)	
	※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行って	てください。	準用(平11 老 企25第三の一 の3(28)(2))	
	※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。		, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
	※ 苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。		条例第115条第2項 第5号 【独自基準(市)】	

項目	自己点検のポイント	点 検	根拠法令	確認書類
	※ 苦情解決の仕組みについては「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成12年6月7日厚労としてください。	省通知)を参考		
	③ 提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会(実地指導)に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	はいいな	条例第116条 準用 (第38条第3項)	
	④ 市町村からの求めがあった場合には、上記③の改善の内容を市町村に報告していますか。	はいいえ 事例なし	条例第116条 準用(第38条 第4項	
	⑤ 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険 団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行って いますか。	はいいえ 事例なし	条例第116条 準用(第38条 第5項	
	⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を報告していますか。	はいいえ 事例なし	条例第 116 条 準用(第 38 条 第 6 項)	
40 地域との連 携等	① 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。	はいいえ	条例 第113条の2第1項 平11厚令37 第104条の2	
	② 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。	はいいえ 事例なし	条例 第113条の2第2項	
	※ 介護推議員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めるとを規定したものです。 なお、「市町村が実施する事業」には、介護推談員派遣事業のほか、広く市町村が宅人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行ます。	う事業が含まれ	平11 老企25 第3 の六の3(9)②	
	③ 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても通所介護の提供を行うように努めていますか。	はいいえ 該当なし	条例 第113条の2第3項	
	※ 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する適所介護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供う、条例第10条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にサービス提供を行うよう努めなければなりません。	がわれないよ	平11老企25 第3の六の 3(9)3	
4 1 事故発生時 の対応	① 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	はいいえ 事例なし	条例第114条 第1項 平11厚令37 第104条の3	事故対応でユアル事故記録
	② 事故が発生した場合の対応方法は、あらかじめ定めてありますか。	はいいえ	平11 老企25 第三の六の 3(10)①	
	③ 上記①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	はい・いいえ 事例なし	条例第114条 第2項	
	※ 記錄の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。		平11 老企25 第三の六の 3(10)	
	※ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければなりません。		条例第 115 条第 2 項第 6 号 【独自基準(市)】	
	④ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	はいいえ 事例なし	条例第114条 第3項	
	※ 賠償すべき事態において速やかい報償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。		平11 老企25 第三の六の 3(10)②	
	⑤ 事故が発生した場合にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。	はいいえ 事例なし	平11 老企25 第三の六の 3(10)③	
	⑥ 夜間及び深夜に通所介護以外のサービス(宿泊サービス)の提供により事故が発生した場合は、上記 同様の対応を行っていますか。	はいいえ 事例なし	条例第114条 第4項	
42 虐待の防止	①虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。	はいいえ	条例第116条(第40条 の2第1号準用) 平11厚令37第105条 (準用第37条の2第1 号)	検討委員会議事録
	※検討項目 ・虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること ・虐待の防止のための指針の整備に関すること ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ・虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ・従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に		平11老企25 第三の六3(1)(第一の 3(31)①参照)	
	関すること ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ・前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること			
	② 虐待の防止のための指針を整備していますか。	はいいえ	条例第116条(第40条の2 第2号準用) 平11厚令37第105条	虐待防止のための指針
	※盛り込むべき項目 ・事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ・虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項		(準用第37条の2第 2号) 平11老企25 第三の六3(11)(第一の	
	10	l	3(31)②参照)	

	自 己 点 検 の ポ イ ン ト	点	検	根拠法令	確認書類
	・虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ・虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ・虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ・成年後見制度の利用支援に関する事項 ・虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ・その他虐待の防止の推進のために必要な事項				
	③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。 ※ 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎が内容等のの適切な対議を普及・啓発するものであるとともに、 当時に対ける指摘に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、 当該指定訪問入浴介護事業所が特置に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修 (年1回以上)を実施するとともに、 新規採用第には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。 また、研修の実施内容についても記録することが必要です。 研修の実施は、 事業所内での研修で差し支えありません。	l#1. r l v		条例第116条(第40条の2 第3号準用) 平11厚令37第106条 (準用第37条の2第 3号) 平11老企5 第三の六3111第一の 3(31)③参照	唐待が止めかための研修 記録
	④ ①~③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。	はいい		条例第116条(第40条の2 第4号準用) 平11厚令37第105条 (準用第37条の2第 4号)	辞令等
	※ 事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切こ実施するため、専任の担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が努めることが望ましいです。			平11老企25 第三の六3(11)(第一の 3(31)④参照	
高齢者虐待 防止法	⑤ 事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。	はいいえ 		高齢者虐待 防止法第5条第1項	
	【養護者(養介護施設従事者等)による高齢者虐待に該当する行為】 ア 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 イ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるア、ウ又はエに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。(高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。) ウ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 エ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 オ 養護者又は高齢者の親族が(要介護施設従事者等が)当該高齢者の財産を不当に処分することその			高齡者虧待 防止法第2条第4項、 第5項	
	他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。				
	⑥ 高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報していますか。	はいい事がい	L	高齢者虐待 防止法 第7条、第1項、第21 条第1項	
	⑦ 高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。	はいい		高齢者虐待 防止法 第20条	
	※ 虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻いる光響を及ぼす可能性が極めて高く、適所介護事業者は監持止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及り発生した場合の対応第二ついては、「高齢者虐待の防止、者の養護者に対する支援等に関する法律」(呼成17 年法律等124 号。以下「高齢者慮待防止」という。)に規定されているところであり、その性を高め、利用者の尊敬の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に場げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。・虐待の未然防止 指定通所介護事業所は高齢者の尊敬保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供に当たる必要があり、第3条の一般原則に付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様は、従業者が高齢者虐待防止法等に規定すった護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。・虐持等の早期発見指定通所介護事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に挙ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期にできるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましいものです。また、利用者及び家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応を行ってください。・虐待等への迅速かつ適切な対応・虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定通所介護事業者は当該通報の手続きが迅速かつ適切に行われ、町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めてください。以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために欠こ掲げる事項を実施するものします。	高齢 実効 立る養 発見 その 市		平11老企为 第3 <i>0</i> 一03 (31)	
4 3	事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	はいい		条例第 116 条 準用(第 41 条)	·会i関係書類
	※ 明確に区分することが困難な勘定科目については、合理がは按分方法によって算出しても構いません。			平11厚令37	
会計の区分	∨ 日仕かた会員加頭の大きーへいては、カの家がロー甘べも次の一年。 - イノキ・キュン			第105条 準用(第38条)	
会計の区分・	※ 具体がな会社が理の方法については、次の通知に基づき適切に行ってください。 - 「介護研設の給付対象事業における会計の区分について」 (平成13年3月28日 老振発第18号) - 「介護研設・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」 (平成24年3月29日 老高発第0329第1号) - 「指定介護老人福祉施設等に係る会計が理等の取扱いについて」 (平成12年3月10日 老計第8号)			準用(平11老 企25第3の1 の3(32))	
会計の区分	「介護閑倹の給付対象事業における会計の区分について」 (平成13年3月28日 老振発第18号) 「介護閑後・高齢者保健衛止事業に係る社会部止法人会計基準の取扱いこついて」 (平成24年3月29日 老高発第0329第1号) 「指定介護老人福祉施設第に係る会計処理等の取扱いこついて」	ituru	バえ	企25第3の1 の3(32)) 条例	
	「介護環険の給付対象事業における会計の区分について」 (平成13年3月28日 老族発第18号) 「介護環険・高齢者保健部計事業に係る社会部此法人会計基準の取扱いについて」 (平成24年3月29日 老高発第0329第1号) 「指定介護を入福計院設第に係る会計処理等の取扱いについて」 (平成12年3月10日 老計第8号)	はいいい	, \(\bar{x}\)	企25第3の1 の3(32))	・従業者に関する名簿・設備・備品台帳・会計関係書類・各種原存書類・通所介護計画書・サイズ提供印字書

項目	自 己 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令	確認書類
	ウ 市町村への通知に係る記録(項目26参照) エ 苦情の内容等の記録			・ 苦情 : 関する記録 ・ 事故記録
	オ事故の状況及び事故に際して採った処置の記録			
	※ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、繋が終了(実勢の解析・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の百立等)により一連のサービス提供が終了した日を指すもの	とします。	平11 老企25 第3 の六の	
4 5	共生型通所介護の利用者に利用者に対して適正なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他	はいいえ	3(12)	
共生型通所	の関係施設から必要な技術的支援を受けていますか。	該当なし	第117条第1項第2号 平11厚令37	
介護の運営 に関する技			第105条の2 第1項第2号	
術的支援				
46 共生型通所	下記のとおり、取り扱っていますか。 多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、多様な利用者が共に活動することで、リ	はい・いいえ 該当なし	平11 老企25 第三の六の4(6)	
介護に関す	ハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、要介護			
るその他の 留意事項	者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定しています。 このため、同じ場所においてサービスを時間によって要介護者、障害者及び障害児に分けて提供する場			
田心学供	合(例えば、午前中に要介護者に対して通所介護、午後の放課後の時間に障害児に対して放課後等デイサ			
4.7	ービスを提供する場合)は、共生型サービスとしては認められないものです。 ① 介護従事者がたんの吸引等を行う場合は、当該介護従事者が都道府県による認定証が交付されている	はいいえ	社会福祉士及び介護	
4 7 喀痰吸引	切りでは、または実地研修を修了した介護福祉士(資格証に行為が付記されていること)にのみ、これを行わ	事例なし	福祉士法第48条の2、48条の3	
等について	せていますか。			
(該当事業 所のみ記入	② 事業所を「登録特定行為事業者」「登録客察吸引等事業者」として県に登録していますか。(介護福祉士以外の介護従事者を使用することなく、喀痰吸引等の業務を行っている場合は、「登録喀痰吸引等事業者」	はいいえ	同法施行規則 第26条の2、第26	
してくださ	のみの登録になります。)		条の3	
い)	③ 介護福祉士 (認定特定行為業務従事者) による喀痰吸引等の実施に際し、医師の文書による指示を個別	はい・しいえ	平成 23 年 11 月 11 日社援発 1111 第 1	
	(三) 「元安田正工 (高)と行た「「高来がた事日)による。 に受けていますか。	100 0072	号 厚生労働省社会・援	
	また、指示書は次のとおりとなっていますか(該当項目にチェック)。		護局長通知「社会 福祉士及び介護福	
	□ 医師の指示書が保管されている。 □ 指示書は有効期限内のものとなっている。(有効期限は6か月)		祉士法の一部を改 正する法律の施行	
	④ 喀痰吸引等を必要とする者の状態について、医師又は看護職員による確認を定期的に行い、当該対象	はいいえ	について (喀痰吸 引等関係)	
	者に係る心身の状況に関する情報を介護福祉士(認定特定行為業務従事者)と共有することにより、適 切な役割分担を図っていますか。			
	⑤ 対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書	はいいえ		
	を作成していますか。	はいいえ		
	し、文書による同意を得ていますか。			
	⑦ 実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。	はいいえ		
	® たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催していますか。	はいいえ		
	③ たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できる	はいいえ		
4.0	ようにしていますか	いないいる	条例第 265 条	
48 電磁的記録	①指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類する もののうち、この省令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文	該当なし	平 11 厚令 37 第 217 条	
等	字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下こ		第217条	
	の条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該 書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方			
	式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことが			
	できますが、以下のとおり取り扱っていますか。 ※ 書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面(被保険者証に関	9+7+0+		
	※ 書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面(被保険者証に関 除く。)の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものです。	19 0 5002		
	マ 電がが行うなにトスルボけ 車業学体の体中に及る電子製管機に供うされたファブルに記念する士法士も	-/+t\(\(\mathbb{C} = \)		
	ア 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法また スク等をもって調製する方法によること。	_i&XXX() 1		
	イ 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。	***		
	① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク 調製するファイルにより保存する方法	/寺をもつ(
	② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係	系る電子計算		
	機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ウ その他、居宅基準第 217 条第 1 項及び予防基準第 2 9 3 条第 1 項において電磁的記録により行うこ	とができる		
	とされているものは、ア及びイに準じた方法によること。			
	エ また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保 護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者にお 報の適切な取扱いのためのガイダンス」 及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関 するガイト			
	を遵守すること。	7 1 2 1 7		

項目	自己点検のポイント	点 検	根拠法令	確認書類
	②指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができますが、以下のとおり取り扱っていますか。	iないいる 該当なし		
	※ 利用者及びその家族等(以下「利用者等」という。)の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の 書面で行うことが規定されている又は想定される交付等(交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類す う。)について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとした	るものをい		
	ア 電磁的方法による交付は、居宅基準第8条第2項から第6項まで及び予防基準第49条の2第2項から での規定に準じた方法によること。 イ 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられ			
	お、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。 ウ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の 間 の契約関係を明確にする観点から、書面におけ記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A(令和2年閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。	ける署名又は 6月19日内		
	エ その他、居宅基準第 217 条第 2 項及び防基準第 293 条第 2 項において電磁的方法によることができるいるものは、アからウまでに準じた方法によること。ただし、居宅基準若しくは予防基準又はこの通知の対磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。 オ また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委 員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者におけるの適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン	記定により電 の個人情報		
第6 分	すること。 ♪護予防のための効果的な支援の方法に関する基準			
49 介護予防通	① 介護予防通所介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	はいいえ	基準要綱第41 第1項	・通所型サービス計画 書 ・第1号介護予防支援
所介護相 当サービ スの基本	② 事業者は、自らその提供する介護予防通所介護相当サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。	はいいえ	基準要綱第41 第2項	事業受託者への報告 等に関する記録 ・介護予防サゼニ語画書
取扱方針	※ 提供された介護予防サービスについては、介護予防適所介護相当サービス計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等についていた。 行うなど、その改善を図ってください。	ハて常に評価を		・利用者に関する記録 (モニタリング等)
	③ 事業者はサービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。	はいいえ	基準要綱第41 第3項	
	④ 事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供 に努めていますか。	はいいえ	<u>基準要</u> 綱第41 第4項	
	※ 利用者ができないことを単二補う形でのサービス提供よ、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの核存を生み出している 指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提 に配慮してください。			
	⑤ 事業者は、サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。	はいいえ	<u>基準要</u> 綱第41 第5項	
	※ 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な政策が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高。 ニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めてください。	まるようコミュ		
50 介護予防通 所介護相	① サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。	はいいえ	基準要綱第42 第1号	
当サービ スの具体 的取扱方	② 管理者は、①に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護相当サービス計画を作成していますか。	はいいえ	基準要綱第42 第2号	
針	③ 介護予防通所介護相当サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。	はいいえ	基準要綱第42 第3号	
	※ <u>介護予防通所介護相当サービス計画の作成</u> 後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該 <u>介護予防通所介護相当サービス</u> 計画が介護予防が 沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。	サービス計画に)	
	④ 管理者は、 <u>介護予防通所介護相当サービス</u> 計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	はいいえ	基準要綱第42 第4号	
	⑤ 管理者は <u>介護予防通所介護相当サービス</u> 計画を作成した際には、当該 <u>介護予防通所介護相当サービス</u> 計画を利用者に交付していますか。	はいいえ	基準要綱第42 第5号	
	※ 交付した <u>介護予防・耐介護相当サービス</u> 計画は、2年間保存しなければなりません。 ⑥ サービスの提供に当たっては、介護予防通所介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営	はいいえ	基準要綱第42	
	むのに必要な支援を行っていますか。 ⑦ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス	はいいえ	第6号	
		L		

項目	自己点検のポイント	点 検	根拠法令	確認書類
	の提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 ⑧ サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を	はいいえ	第7号 基準要綱第42	
	行っていますか。		第10号	
	※ 常二新しい技術を習得する等、研鑚を行ってください。			
	⑨ 管理者は、介護予防通所介護相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1	はいいえ	基準要綱第42	
	月に1回は、当該 <u>介護予防通所介護相当サービス</u> 計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事		第11号	
	業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期			
	間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該 <u>介護予防通所介護相当サービス</u> 計画の実施状況の把握 (モニタリング)を行っていますか。			
	⑩ 管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計	はいいえ	基準要綱第42 第12号、第13号	
	画を作成した介護予防支援事業者に報告していますか。 また、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて <u>介護予防通所介護相当サービス</u> 計画の変更を行っ			
	ていますか。			
	※ 介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告は、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また当該計画策の状態等が失きく異なっていないか等を確認するために毎月行ってください。	定時から利用者		
	※ モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者等とも相談の上、必要に応じ 通所介護相当サービス計画の変更を行ってください。	て当該介護予防		
	① ①から⑨までの規定は、介護予防通所介護相当サービス計画の変更について準用していますか。	はいいれえ	<u>基準要綱第</u> 42	
	② 介護予防支援事業者から介護予防通所介護相当サービス計画の提供の求めがあった際には、当該介護	はいいれ	第14号 平11老企25	
	予防通所介護相当サービス計画を提出することに協力するよう努めていますか。		第四の三の 6(2)⑥ (旧)	
	※ 介護予防支援の運営基準において、「担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス等置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定されたことを踏まえたものです。	基準において位		
51 介護予防通 所介護相	① サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、サービスの 提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めています か。	はいいえ	基準要綱第43 第1号	
当サービ スの提供	② 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとしていますか。	はいいえ	基準要綱第43 第2号	
に当たっ ての留意 点	③ サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次項に示す「安全管理体制等の確保」を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮していますか。	はいいえ	基準要綱第43 第3号	
52	① サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等	はいいえ	<u>基準要綱第44</u> 第1項	・連絡体制に関する書 類
安全管理体 制等の確	を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図っていますか。また、速やかに主治の医師への連絡を 行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めていますか。		차 ¹ 첫	** * 緊急時マニュアル * 利用者に関する記録
保	② サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めていますか。	はいいえ	基準要綱第44 第2項	• 緊急対応記録簿
	③ サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めていますか。	はいいえ	基準要綱第44 第3項	
	④ サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が	はいいえ	基準要綱第44 第4項	
	生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。		- 新4·填	
第7 変	 			
53	① 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指	はいいえ	法第75条第1項 施行規則	
変更の届出 等	定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を 市長(高齢福祉課)に届け出ていますか。		第131条	
	② 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長(高齢辞証課)に届け出ていますか。	はい・いいえ 事例なし	法第75条第2項	
	の他			
54 介護サ ー ビ	長野県へ基本情報と運営情報を報告するとともに見直しを行っていますか。	はいいえ	法第115条の35 第1項	
ス情報の公表			施行規則 第140条の44	
55	① 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。	届出あり・届出なし	法第115条 の32	
法令遵守等 の業務管 理体制の	届出先 [松本市 ・ 長野県 ・ 厚労省 ・ その他 ()] 届出年月日 [平成 年 月 日] 法令遵守責任者 氏名[]	不明	第1項、第2項	
-11.46.145				

項目	自己点検のポイント	点	検	根拠法令	確認書類
整備	※ 全ての事業所が松本市内にある場合、届出先は松本市になります。 それ以外の場合は、松本市のホームページ内【健康・福祉→高齢者→業務管理体制関係→業務管理体制にて】で届出区分をご確認ください。	こつい			
	※ 届出の有無が不明の場合については、届出先となる所管庁に確認し、届出を行っていない場合は、速程 届出を行ってください。 ※ 法令遵守責任者については、届出先となる所管庁に確認し、届出時から変更になっている場合は新た 出を行ってください。				
	[事業者が整備等する業務管理体制の内容]			施行規則	
	◎事業所等の数が20未満・整備届出事項:法令遵守責任者・届出書の記載すべき事項:名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等			第140条の39	
	◎事業所等の数が20以上100未満・整備届出事項:法令遵守責任者、法令遵守規程・届出書の記載すべき事項:名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要				
	◎事業所等の数が100以上・整備届出事項:法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施・届出書の記載すべき事項:名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要、業務執行監査の方法の概要				
	② 業務管理体制 (法令等遵守) についての考え(方針)を定め、職員に周知していますか。	はい	・いんえ		
	③ 業務管理体制(法令等遵守)について、具体的な取組を行っていますか。 ※ 具体的な取り組みを行っている場合は、次のア〜カを〇で囲み、かについては対容を記入してください。 ァ が護難酬の請求等のチェックを実施 イ 法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合速やかに調査を行い、必要な措置を取っている。 ウ 利用者からの相談・苦情等に法令違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている。 エ 業務管理体制についての研修を実施している。 オ 法令違う規程を整備している。 カ その他(it.	• ા ૫ પ્રે		
	④ 業務管理体制(法令等遵守)の取組について、評価・改善活動を行っていますか。	はい	・いいえ		
	☆ 以降は、項目55①で、届出先が松本市である事業所のみご回答ください。				
	(5) 貴事業所 (併設の施設等を含む) には、上記法令遵守責任者が出勤し、 常駐していますか。	はい・	いいえ		
	→ ⑤が「はい」に該当した場合、上記法令遵守責任者が「業務管理体制自己が と合わせて実地指導までに、ご提出ください。	点検表	」を記	!入・作成し、本	自己点検表等
	※ 業務管理体制自己点検表は松本市のホームページ内【健康・福祉→高齢者いて→業務管理体制一般検査について→業務管理体制自己点検表】に掲載される。				管理体制につ
	※ 今年度、併設事業所等の実地指導の際に、既にご提出いただいている場合	は、摂	是出不到	要です。	
	→ ⑤が「いいえ」に該当した場合、上記法令遵守責任者が常駐している事業 該当事業所名 【 】 該当事業所住所 【 】 当該事業所連絡先 【 】	所等の	情報	を記載してくだ	さい。